

2007年6月19日

足立区議会議長 加藤 和明 様  
副議長 ふちわき啓子様

〒 東京都足立区

自宅電話

(家庭の事情によりつながりにくい、伝言不可)

(留守電、携帯、FAX、メールアドレスは無)

半澤一宣(印)(はんざわ・かずのり)

「区民等の受動喫煙被害を誘発している、禁煙特定区域内の喫煙所の  
廃止などを求める陳情」の取扱方に関する要望書

冠省 標記の件についてお願い申し上げたいことがあり、お便りさしあげます。

私は、これまでに標記の陳情(以下「今回の陳情」と記します)と同趣旨の陳情を、  
2006年6月2日付け「区民等の健康増進などのため、特定禁煙区域内への喫煙所設  
置の中止を求める陳情」(18受理番号8)

同年10月14日付け「健康増進法第25条に違反している、禁煙特定区域内の喫煙所  
の撤去などを求める陳情」(18受理番号27)

として提出してきました。

私は、これらの陳情を、いずれも区民等の公衆衛生に関係が深い問題を提起する目的で  
提出してきました。

そして、これらの陳情は、区議会ではいずれも「足立区歩行喫煙防止及びまちをきれい  
にする条例」を所管する区民部に関する事項として区民環境委員会に付託され、いずれも  
不採択とされてきました。

しかし、これらの陳情の審査には、手続的に重大な手落ちがあったと言わざるを得ませ  
ん。なぜなら、これらの陳情は上記のとおり区民等の公衆衛生に関する問題を含んでいる  
にもかかわらず、区民環境委員会では区民等の公衆衛生を所管する衛生部(足立保健所)  
の担当者を蚊帳の外にして審査され、その結果不採択とされてきた経過があるからです。

区の衛生部健康推進課長は、北千住駅周辺の禁煙特定区域内への喫煙所設置に係る私か  
らの事実関係の照会に対して「(区民部からの)事前協議はなかった」と回答しています(詳  
細は、今回の陳情の添付資料 と を御参照願います)。

ですから、もしも今回の陳情についても衛生部の担当者を排除した場で審査され、その  
結果不採択とすべきものと議決されるとしたら、それは区議会が(受動喫煙の防止方など  
の、公衆衛生に関する専門知識を無視した)区民部の独断による施策の展開=縦割り行政  
の弊害を追認するものに他ならず、区議会の公正さに対する区民の信頼を揺るがすこと  
になってしまうのではないのでしょうか。

以上の理由から、私は、区議会に対して、今回の陳情がどの委員会に付託されること  
になったとしても、衛生部の担当者に出席を求め、かつ公衆衛生に係る専門知識を有する立  
場からの説明を求めたうえで、今回の陳情を審査くださいますようお願いしたく、ここに  
要望申し上げます。

以上

記事 配達記録郵便物引受番号と配達完了日および配達郵便局

第693-61-62118-4号

平成19(2007)年6月20日 足立郵便局にて配達完了